

全国保健所管理栄養士会内規の一部改正

全国保健所管理栄養士会内規の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 規約第7条に定める会員の年会費は、4,000円とする。 <u>ただし、規約第9条第2号により会員資格を失った者が再び会員となったときの初年度の年会費は、12,000円とする。</u>	第2条 規約第7条に定める会員の年会費は、4,000円とする。
2 略	2 略

附 則

この規約は、令和8年6月7日から施行する。

(参考)

全国保健所管理栄養士会規約（抄）

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、本会会員は会費を支払う義務を負う。

第8条 略

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当すると理事会が決定した場合には、会員資格を失う。

(1) 略

(2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

第10条 正会員が第9条第2号により資格を喪失したときは、未納分の会費の支払いは免れることはできない。